

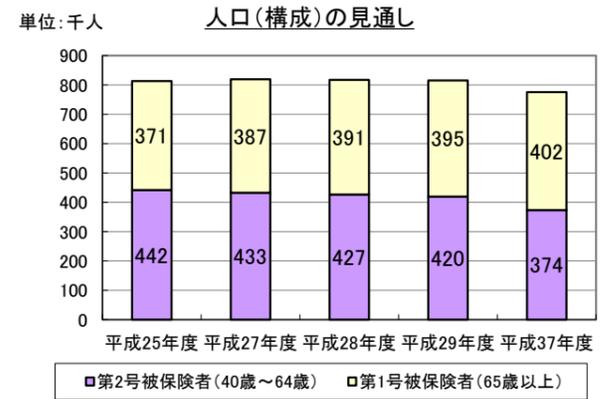
「いわていきいきプラン2017(岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)」(中間案)の概要

目指す姿 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる地域包括ケアのまちづくり

高齢化の進展と高齢者等の現状

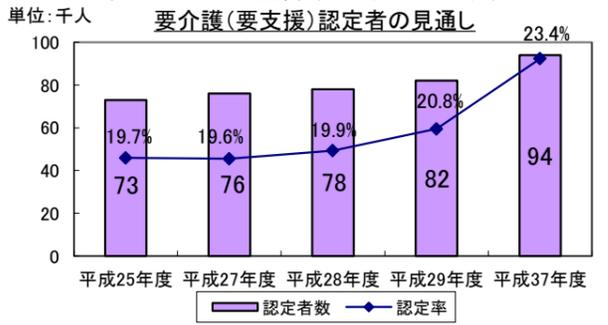
1. 高齢化の進展(H25→H29→H37)

○第1号被保険者は増加(371千人→395千人→402千人)
 ・4年間で2.4万人の増加、12年間で3.1万人の増加



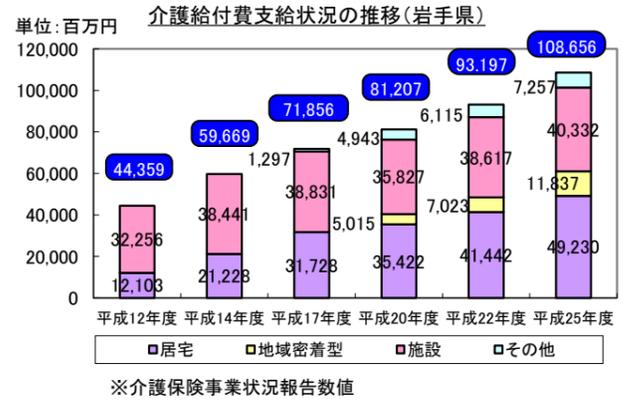
※平成25年度については、介護保険事業状況報告(暫定値)。
 平成27年度以降については、市町村推計値

○要介護等高齢者の増加(73千人→82千人→94千人)
 ・4年間で9千人の増加、12年間で22千人の増加
 ・認定率は4年間で1.1ポイント上昇(19.7%→20.8%)、12年間で3.9ポイント上昇(19.7%→23.6%)



※平成25年度については、介護保険事業状況報告(暫定値)。
 平成27年度以降については、市町村推計値

2. 介護給付費のこれまでの推移



※介護保険事業状況報告数値

いわていきいきプラン2017

1. 計画策定の趣旨

- 県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県高齢者福祉計画及び県介護保険事業支援計画を一体的なものとして策定し、「健康安心、福祉社会」の実現に取り組んできました。
- 介護保険事業支援計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画とされていることから、新たに「いわていきいきプラン2017」として策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の構築に向け取り組んでいくものです。
 <計画期間：平成27～29年度>
- 今回の計画は、ソーシャル・インクルージョン(共に支え合う)の観点に立ち、本県の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目標とし、平成26年度の介護保険制度改正を踏まえ、平成37(2025)年までの中長期的な視野に立った施策展開を図るものとします。
 また、被災地については、復興と新たなまちづくりに向け、岩手県東日本大震災津波復興計画等を踏まえた施策展開を図るものとします。

2. 計画の性格・推進

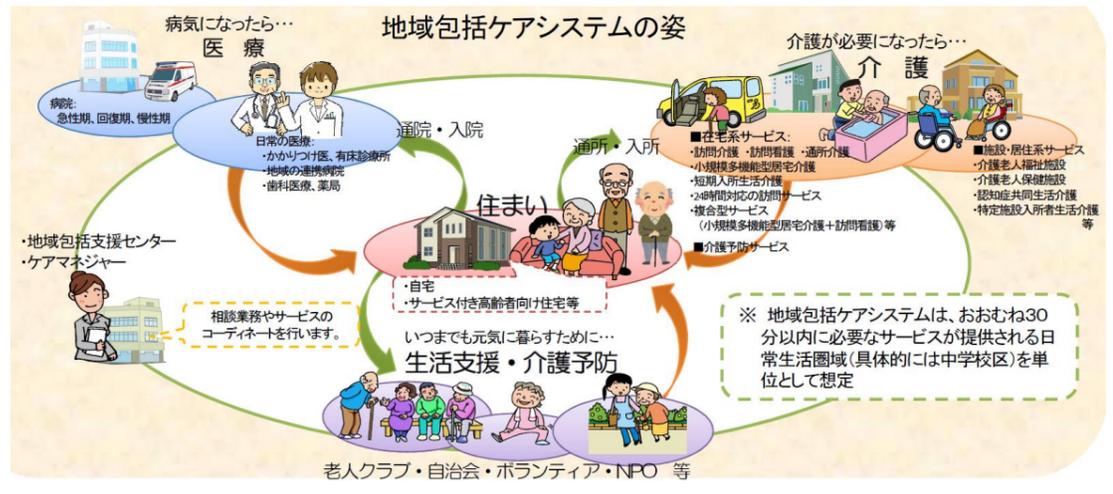
- この計画は、本県の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
- いわて県民計画、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画、岩手県東日本大震災津波復興計画等の各種計画と調和をもち連携を図りながら、高齢者の福祉・介護施策を総合的に推進する計画です。
- 計画の推進に当たっては、毎年度、県及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、高齢者福祉圏域(9圏域)ごとの実施状況を分析・評価のうえ、効果的な施策の推進を図ります。

3. 施策推進の基本方針

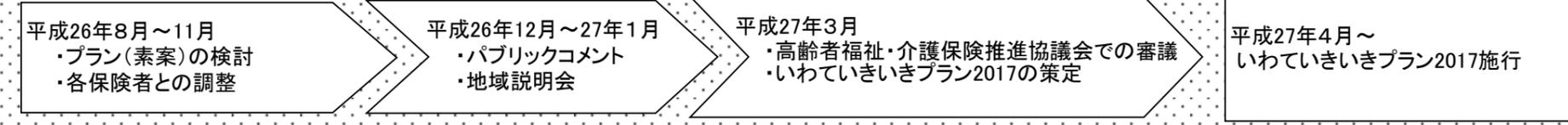
高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる地域包括ケアのまちづくり

【国の地域包括ケアシステムのイメージ】

- 団塊の世代が75歳以上となる前に、各市町村において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要です。
- 地域包括ケアシステムは、地域の創意工夫のもと、将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置づけることが重要です。
- そのためには、市町村を中心として、サービス提供者、多様な職種や機関、地域住民などが地域の課題を共有し、資源開発や政策形成につなげることが必要です。
- また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、サービスの提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という関係性ではなく、高齢者の社会参加により、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めることが重要です。



いわていきいきプラン2017策定経過と今後の日程



重点施策

1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加活動の推進

高齢者の生きがいがづくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能を活かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を総合的に推進

【今後の主な取組】

- ・「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」の開催支援、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣支援
- ・老人クラブ活動への支援
- ・高齢者の自主的な社会貢献活動や、生活支援を担う活動の支援

2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現

【今後の主な取組】

- ・高齢者虐待への対応力向上のための研修や専門相談の実施
- ・身体拘束の廃止に向けた普及啓発による理解の促進
- ・成年後見制度の周知、利用促進、成年後見人養成研修の実施、法人後見活動を行う団体の育成支援

3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターや在宅医療連携拠点を中核として、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進

【今後の主な取組】

- ・医療、介護、福祉等の関係機関や団体が一体となり連携するための仕組みづくりや研修等の実施
- ・地域ケア会議への専門職アドバイザー等の派遣
- ・高齢者の入退院に関する調整ルールの策定支援など、広域的な調整
- ・地域包括支援センターの人員確保及び資質向上への支援

4 在宅医療と介護の連携推進（新設）

慢性疾患等を抱える人でも、本人・家族の希望、心身の状態や生活環境の変化に応じ、医療と介護が一体的に切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療提供体制の構築を推進

【今後の主な取組】

- ・在宅医療を担う人材の育成・確保の推進
- ・医療・介護従事者間での情報共有の促進
- ・急変時対応や看取りに係る取組推進
- ・在宅医療連携拠点等の整備

5 認知症施策の推進

認知症の人や家族が住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の本人及びその家族への支援を実施

認知症の適切な診断により早期発見・治療につながるよう、認知症疾患医療センターを中心とする専門的な医療体制を強化するとともに、必要なサービス基盤の充実、高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアを担う人材育成を実施

【今後の主な取組】

- ・認知症支援に係る専門研修の充実強化
- ・認知症地域支援推進員の養成推進
- ・「認知症カフェ」「SOSネットワーク」など、認知症の人と地域住民の交流や見守り活動の拡大推進
- ・若年性認知症の実態調査及び「つどい」の開催
- ・認知症疾患医療センターの増設
- ・認知症初期集中支援チームの設置支援
- ・認知症サポート医の養成推進
- ・かかりつけ医の認知症対応力向上推進

6 介護予防及び地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため、住民自身が運営する体操の集いや、リハビリテーション専門職を活かした介護予防の取組を支援するとともに、医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制の構築を推進

各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援

【今後の主な取組】

- ・市町村に対する情報提供などにより、新しい総合事業への円滑な移行と適切な事業実施を支援
- ・リハビリ関係団体との連携による、介護予防事業等へのリハビリ専門職の参画促進
- ・人と人とのつながりを通じて住民自身が運営する体操の集い等の推進
- ・介護予防ボランティアの養成推進

7 生活支援及び多様な住まいの充実・強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中において、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる地域づくりを推進

【今後の主な取組】

- ・高齢者のボランティア等の社会貢献活動の推進
- ・生活支援コーディネーターの養成・活動支援
- ・生活支援サービスの実施に関する、市町村での協議体設置への支援
- ・生活支援ハウスやケアハウスの整備支援、サービス付き高齢者向け住宅の普及
- ・ICTの活用や地域のつながりによる見守り体制の構築支援

8 介護を要する高齢者等への支援

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を促進

【今後の主な取組】

- ・地域密着型サービス等、地域に必要なサービス基盤の整備
- ・介護予防給付（通所・訪問）の地域支援事業への円滑な移行の支援
- ・特養入所基準を、原則要介護3以上に改正
- ・低所得者への保険料軽減措置の実施

9 介護人材の確保及び介護サービスの向上

今後増大する介護ニーズに対応し、高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受けることができるよう、サービス事業者の育成を促進

介護人材の量的確保とともに、常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質向上を促進

【今後の主な取組】

- ・介護の仕事のイメージアップや、介護職員の労働環境及び処遇を改善する取組の実施
- ・介護従事者の質の向上のための研修の実施
- ・介護事業者の情報公表の推進

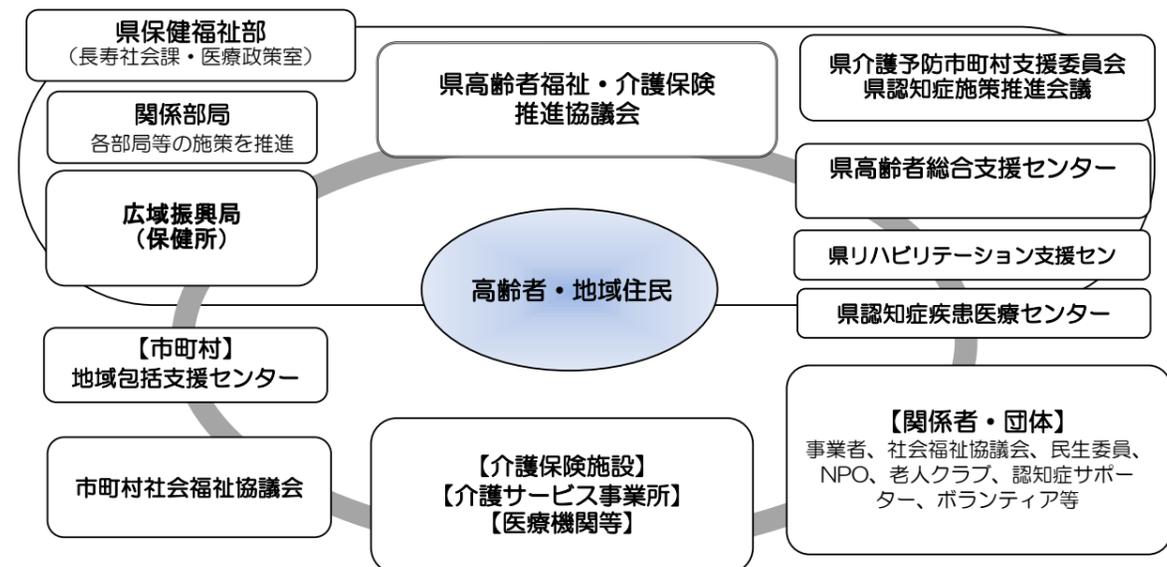
10 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、孤立化を防止するための見守りや、高齢者自らが新たな生きがいを見出すことができる仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援

【今後の主な取組】

- ・仮設住宅内のサポート拠点運営への支援
- ・研修を通じた、仮設住宅や災害公営住宅と周辺地域をつなぐ新たなコミュニティ形成への支援
- ・介護予防教室などの自主活動や地域コミュニティの中心となる地域リーダーの育成支援

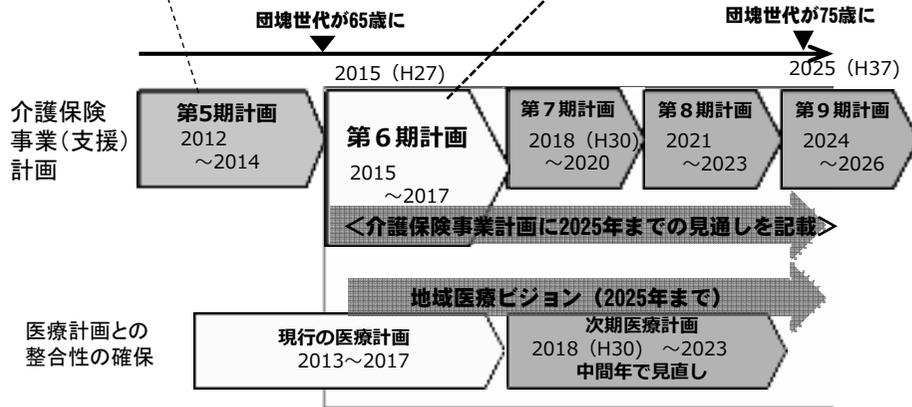
【計画の推進・連携体制】



2025年を見据えた介護保険事業計画の策定等

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

○第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継続しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
○2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



第6期計画のポイント（市町村介護保険事業計画）

①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025(平成37)年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進める。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

第6期計画のポイント（都道府県介護保険事業支援計画）

①医療・介護連携等の市町村支援

市町村の地域支援事業に新たに医療・介護連携等が位置付けられるが、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取組などはこれまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から行う市町村への後方支援・広域調整の具体的取組を明確に示す。

②2025年の人材推計

今後更にサービス量の増大が見込まれる2025年に向けて介護人材の確保と資質の向上を図ることが必要であることから、市町村のサービス量見込を踏まえて、各都道府県の計画期間中・2025年の介護人材等の必要量を推計する。併せて、その結果必要となる介護人材の確保・育成のための具体的取組を示す。

③医療計画との整合性

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に強い整合性を持った形で策定することを踏まえ、今後策定される地域医療構想の指針を見ながら医療計画との連携の密度を高めていく。

④高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、市町村介護保険事業計画を踏まえた供給目標や取組を示す。その際には公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等)の整備活用が重要。そのため、都道府県の住宅関係の計画担当部局、市町村の介護保険部局及び住宅担当部局との連携を図る。